

令和3年10月1日

保護者 各位

たつの市立御津中学校  
校長 森川 原好

### 緊急事態宣言解除後の学校運営について

(令和3年10月1日～10月14日)

初秋の候、皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本校教育活動に際しまして、格別のご理解ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、本県に発出されていた緊急事態宣言が本日をもって解除されます。今後とも感染防止対策に十分留意しながら、下記のとおり、教育活動を進めてまいりますので、ご協力をよろしく願いたします。

なお、今後の感染拡大状況により、対応については、変更する可能性があることを申し添えます。

### 記

#### 1 教育活動について

- (1) 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで教育活動を行います。
- (2) 校外から大人数を呼び込むような授業参観日等、学校行事を実施する際には、マスク着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛するようお願いいたします。また、1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行います。
- (3) 県外での活動及び体験活動や校外学習は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。
- (4) 下記の感染防止対策を徹底します。
  - (ア) 児童生徒、教職員の健康観察、健康管理の徹底については、現行通り継続します。児童生徒はもとより、同居の家族に発熱等の症状（ワクチン接種後を含む）があったり、PCR検査を受けている者がいたりする場合は登校しないことを徹底します。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）
  - (イ) 登下校時には、マスクを原則着用することとします。ただし、気温・湿度や暑さ指数が高い日及び本人が息苦しさを感ずる場合は、着用しなくとも可としますが、マスクを外す場合は、会話を控えることとします。

#### 2 部活動等について

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行います。ただし、10月14日（木）までは、大会出場、練習試合、合同練習等は県内に限ります。
- (2) 活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。
- (3) 合宿等宿泊を伴う活動は実施しません。
- (4) 学校関係者以外の協力は、10月14日（木）までは見合わせます。